

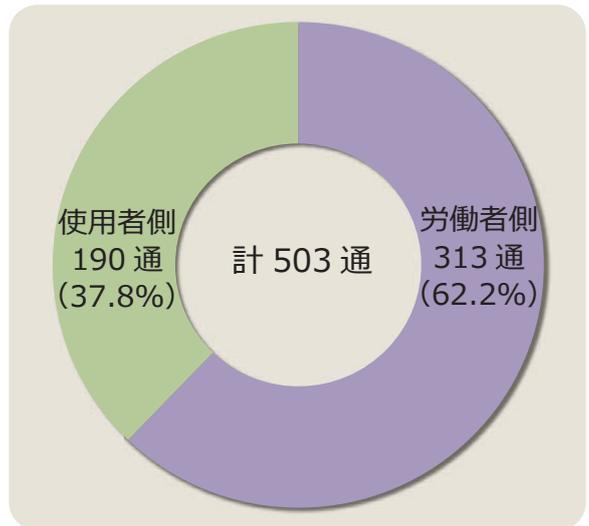
# 東京大学社会科学研究所 労働審判制度についての意識調査 結果の速報

2011年3月

「労働審判制度についての意識調査」にご協力いただいた皆さまへ

この度は、私どもが実施した「労働審判制度についての意識調査」について多くの皆さまからご協力を賜り、誠にありがとうございました。2011年2月1日にアンケートの回収を終了し、暫定的な集計を行いました。このうち主な結果を速報としてまとめましたので、お届けいたします。なお、この冊子では、なるべく早く皆さまに結果をお届けするため暫定集計に基づく速報値を掲載しており、最終的な集計値とは若干の相違が生じる可能性があります。最終的な集計結果を掲載した詳しい報告書は2011年9月頃に調査ホームページ上にて公開いたしますので、ご関心のある方はあわせてご覧いただければ幸いです。

調査ウェブサイト：<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

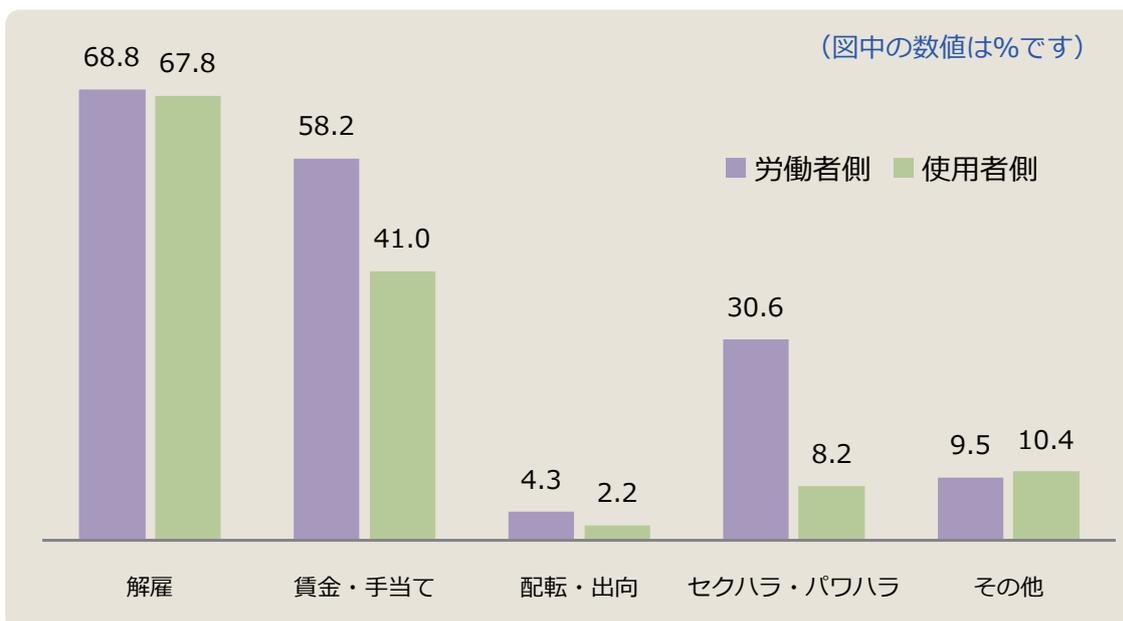


## ● 回答者数

2010年7月12日から11月11日の間、全国の地方裁判所を通じて、労働審判手続を利用された皆さまに、調査へのご協力をお願いしました。その結果、2011年2月1日までに、労働者側の方から313通、使用者側の方から190通、計503通のアンケートを私どもにご返送いただきました。

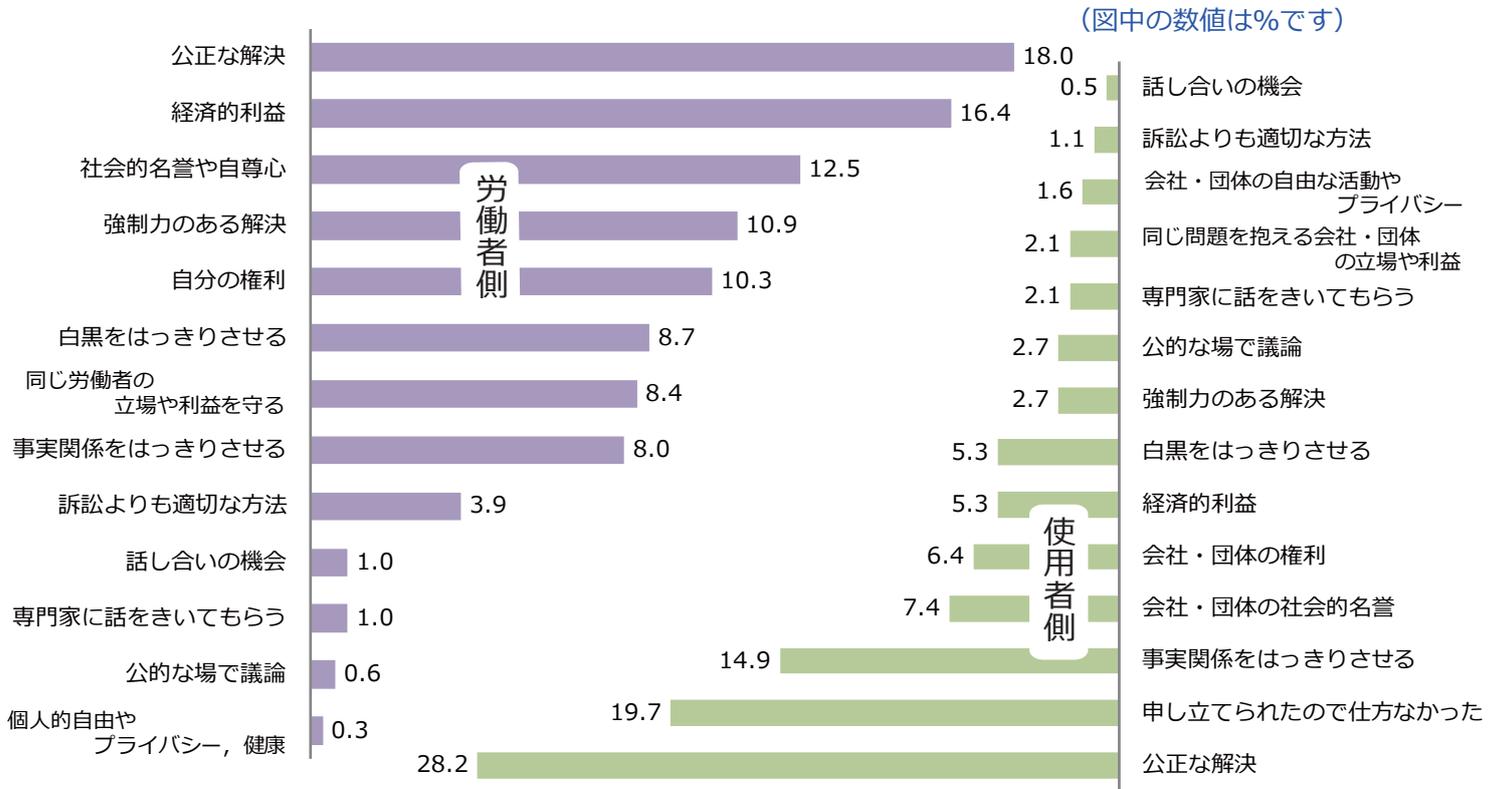
## ● 事件の種類（複数回答）

今回経験された労働審判手続がどのような問題に関するものであったかについて、アンケート用紙では17の項目をあげて、あてはまるものすべてに○をつけていただきました。それを「解雇」「賃金・手当」「配転・出向」「セクハラ・パワハラ」「その他」の5つのグループにまとめて集計した結果、労働者側、使用者側とも、「解雇」と「賃金、手当」に関する問題が多かったことがわかりました。そのほか、労働者側では、「セクハラ・パワハラ」の問題と答えた方も30.6%おられました。



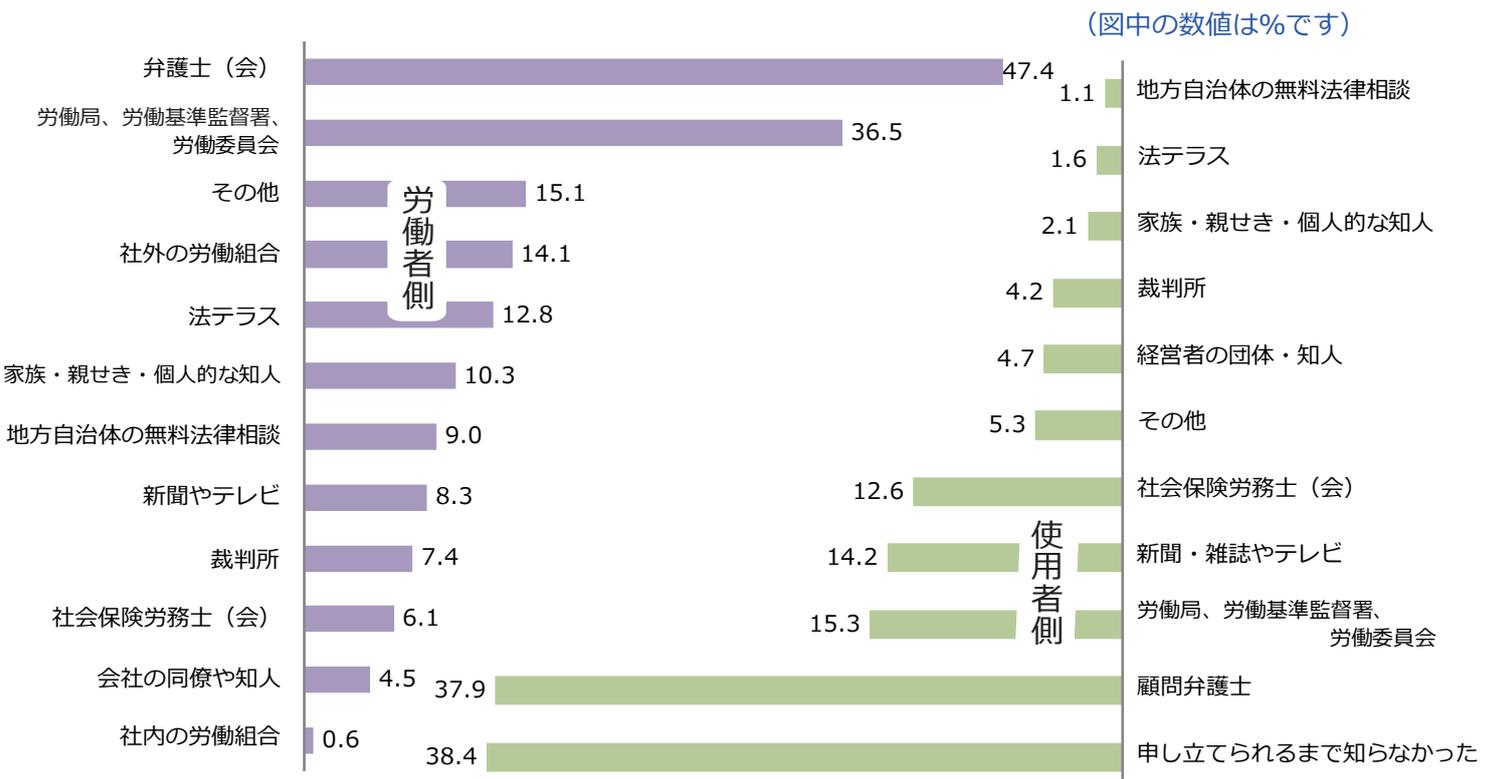
### ●労働審判利用の理由

今回労働審判手続を利用された理由の中でもっとも重要だと思ったものを1つお答えいただきました。労働者側、使用者側ともに「公正な解決」を得たいという理由をあげた方がもっとも多いことがわかりました。次いで労働者側に多いのは、金銭や財産などの「経済的な利益」を守りたかった(16.4%)、「社会的な名誉や自尊心」を守りたかった(12.5%)というものです。使用者側は、相手から申し立てられた立場の方が多いため、自ら積極的に労働審判手続を利用したというよりも「申し立てられたので仕方なかった」(19.7%)という回答が多くなっています。そのほか、使用者側では「事実関係をはっきりさせる」という回答も多くなっています(14.9%)。



### ●労働審判の認知経路 (複数回答)

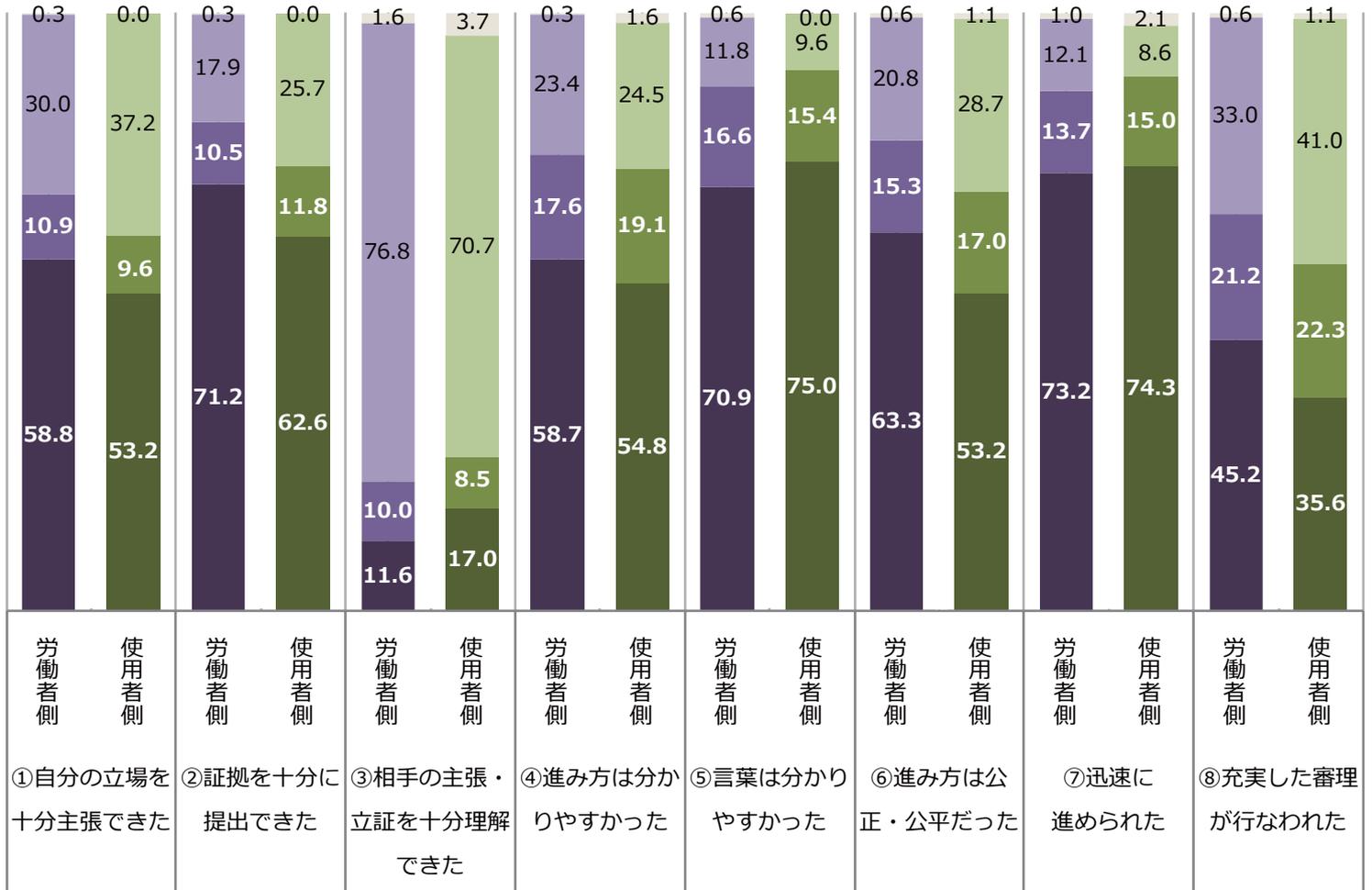
労働審判手続をどこでお知りになったかをおたずねしました。労働者側、使用者側ともに「弁護士」や、「労働局、労働基準監督署、労働委員会」を通じてお知りになった方が多くいらっしゃいました。もっとも、使用者側では「申し立てられるまで知らなかった」方が多い(38.4%)状況もわかりました。



● 手続きの評価

今回経験された労働審判の手续や経過について、8つのポイントから評価をしていただきました。「①自分の立場を十分主張できた」「②証拠を十分提出できた」「④進み方は分かりやすかった」「⑤言葉は分かりやすかった」「⑥進み方は公正・公平だった」「⑦迅速に進められた」の6つの項目で、「そう思う」の肯定的な評価が5割を超えています。とくに「⑤言葉は分かりやすかった」と「⑦迅速に進められた」では、労働者側、使用者側ともに7割を超える方が「そう思う」と答えています。

(図中の数値は%です)

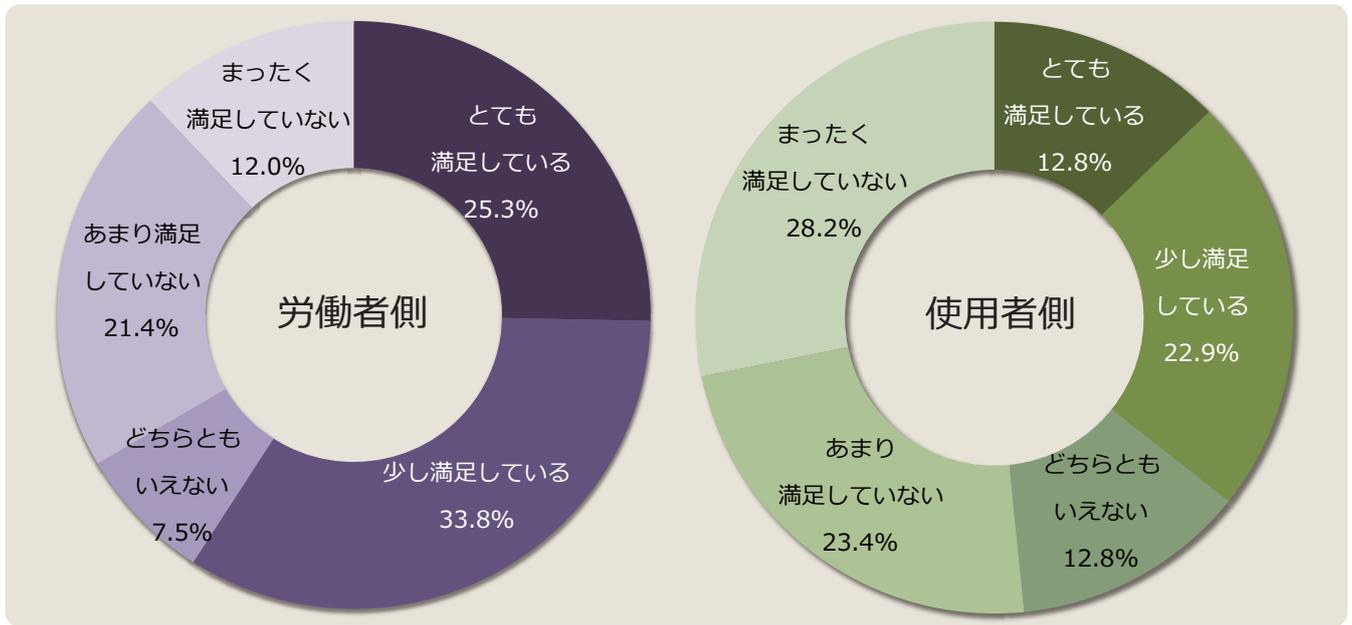


一方、「③相手の主張・立証を十分に理解できた」では、「そう思う」と答えた方が、労働者側で11.6%、使用者側では17.0%と少ないことが分かりました。「⑧充実した審理が行われた」も「そう思う」の回答が5割を下回りました。全体としては労働者側と使用者側で回答に大きな違いは見られませんでした。②証拠を十分提出できた」「⑥進み方は公正・公平だった」「⑧充実した審理が行われた」では労働者側に「そう思う」の回答が多い傾向が見られました。

\* 「そう思わない」は「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」の合計、「そう思う」は「強くそう思う」と「少しそう思う」の合計。

### ●労働審判手続の結果に対する満足度

今回の労働審判手続の結果にどの程度満足しているかお聞きしました。労働者側では「とても満足している」と「少し満足している」をあわせて約6割の方が結果に満足しています。一方で、使用者側は「まったく満足していない」と回答された方が28.2%おり、「あまり満足していない」と回答された方とあわせると、結果に満足していない方が約5割になっています。労働者側と使用者側では結果に対する満足度に違いがありました。



### ●労働審判制度への期待

今回のご経験に照らして、労働審判制度のもつ特徴のうち、もっとも重要と思われるものを1つ答えていただきました。労働者側、使用者側ともに労働審判が「裁判所で行われる手続」であることがもっとも重要だと考える方が多く、労働者側で20.1%、使用者側で17.1%おられました。また、「3回以内の期日で終了」することも、労働者側、使用者側ともに多くの方があげられています。一方、労働者側と使用者側で違いがあるものもみられ、「法的な権利関係をふまえた制度」であることをもっとも重要だと考える方は、労働者側では21.1%おられるのに対して、使用者側では10.2%でした。逆に、「裁判よりも柔軟な解決が可能」なことをもっとも重要だと考える方は、使用者側では15.5%おられるのに対し、労働者側では8.8%でした。

